

# 第8章 マーケティングに関する法律

指導計画および  
指導上の留意事項 ①公正取引委員会の改正に注意し、適宜内容を改定してください。  
②つとめて具体的な事例によって指導してください。

## 1 独占禁止法

### (1) 私的独占の禁止

昭和52年に強化改正され、「行為規制」から「状態規制」へ移行しました。つまり、行為を起こさなくても、独占的状态と思われる状態にある場合に規制の対象となります。

独占的状态とは、1年間の総供給価格が500億円を超える規模の一定の商品またはサービス市場において次のような市場構造および市場における弊害があることをいいます。

構造要件として、特定の事業者の市場シェアが1社で50%、2社で75%を超え、かつ新規参入を著しく困難にする事情があることとします。

### (2) 不当な取引の禁止

カルテルを禁止しています。

価格の決定、生産量の決定について相互に拘束しあい、共同歩調をとることによって競争が制限される場合、不当な取引とみなされます。(ただし、カルテル参加についての事業者間の合意が認定される必要があります。)

公正取引委員会は、年間の総供給額が300億を超え、かつ上位3社の市場シェアが70%以上の場合において、上位5社のうちトップ企業を含む2社以上の事業者が3ヵ月以内に値上げをし、しかもその額または率が同上あるいは近似している場合には、その理由について報告を求め国会へ報告することになっています。

### (3) 不正な取引方法の禁止

次の16の不正な取引方法を禁止しています。

- ① 共同の取引拒絶（正当な理由なし）
- ② その他の取引拒絶  
（不当に拒絶、ないし他の事業者に拒絶させる）

- ③ 差別対価  
（不当に地域、相手によって価格差をつける）
- ④ 取引条件等の差別扱い  
（不当に有利、不利な扱い）
- ⑤ 事業者団体における差別取扱い等
- ⑥ 不当廉売
- ⑦ 不当高価購入
- ⑧ ぎまんの顧客誘引（うその広告）
- ⑨ 不当な利益による顧客誘引
- ⑩ 抱き合せ販売等
- ⑪ 排他条件付取引
- ⑫ 再販売価格の拘束
- ⑬ 拘束条件付取引
- ⑭ 優越的地位の濫用
- ⑮ 競争者に対する取引妨害
- ⑯ 競争会社に対する内部干渉

#### [17年ぶりの独禁法違反で刑事告発]

生鮮食品の業務用包装材料ラップの製造会社と担当者が'91年、独占禁止法（同法第3条＝価格カルテル禁止）違反で刑事告発を受けました。公正取引委員会が同法を発動、事件告発に踏み切ったのは石油ヤミカルテル事件以来17年ぶりのことになります。

ラップ業界といえば、売り上げ規模は年間400億円弱です。しかもこの業界は大手スーパーが客先であるため、完全な買い手市場です。供給サイドと需要サイドの力関係が逆転しているのがこの業界の特徴です。需要サイドの力関係からその実行度合いは40%程度ともいわれています。国民経済的に見てもたいした影響力をもたないこの業界をなぜ公取委が刑事告発に踏み切ったのか、その答の一つは「対米配慮」であるといえるでしょう。

## 2 大店法（大規模小売店舗法）

1992年1月31日、改正大規模小売店舗法（大店法）が施行されました。

改正のポイントは次の点です。

- ① 出店調整期間を1年半から1年へ短縮
- ② 商調協を廃止し、大店審とする
- ③ 5条申請（小売業者の届出）時に「テナントを決め、出店契約を結び、保証金も納入済みの状態」で面積調整に“一発勝負”で臨む
- ④ 中小テナントだけの入居する大型店は原則無審査で出店調整をしない
- ⑤ 増床において500～3,000㎡の手続を簡略化
- ⑥ 地方自治体の独自規制の見直し

### (1) 運用の難しさ

上記③がネックとなり、かなり運用は難しくなると考えられる。

具体的には、デベロッパー側としては、「5条申請の段階で規模、フロア構成をはじめ施設の概略にメドがついていない状態だとテナント募集が難しく、場合によっては計画不能というケースも考えられる」

「大店審で店舗面積や休日などの条件が大幅に変われば計画を断念せざるを得ないし、有力なテナントが入らない専門店ビルは考えられない」

といった見方をしています。

一方、テナント側も、「店内立地、店舗面積が変わらない前提でデベロッパーと契約を結ぶが、もし大店審の調整で条件変更があれば出店しない」といった考え方をとっています。

### (2) 調整のシナリオ

#### ① 地元説明段階で調整

地元説明で踏み込んだやり取りをすれば5条申請に面積のメドがある程度つくと考えられ、大店審の審議を円滑に進めるためにもこうした“前処理”が広がる可能性は強いといえます。

#### ② 5条申請前の調整

地元説明終了後、5条申請までの期間を長くにとって店舗面積を調整協議します。といいますのは、3条結審から5条申請までの“空白”は調整期間に鑑定しないからです。

#### ③ 地元説明前の調整

地元説明前の段階から店舗面積を調整をします。土地を確保する（デベロッパー）段階で地元商業者に計画を打診しますが、このとき店舗面積などの理解を得ることにより、3条申請以降の話し合いをスムーズに行えます。

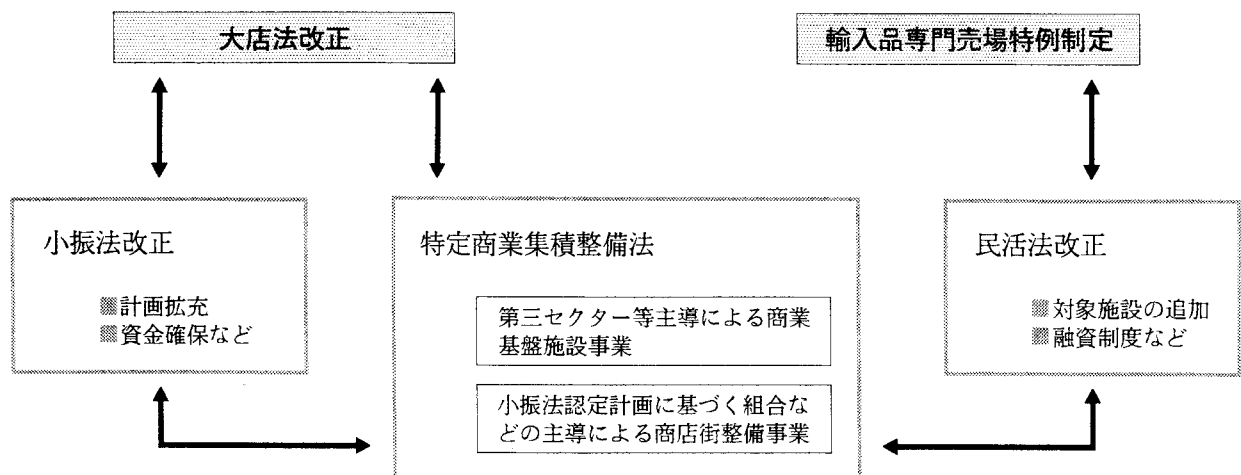


図8-1 大店法関連5法案の体系

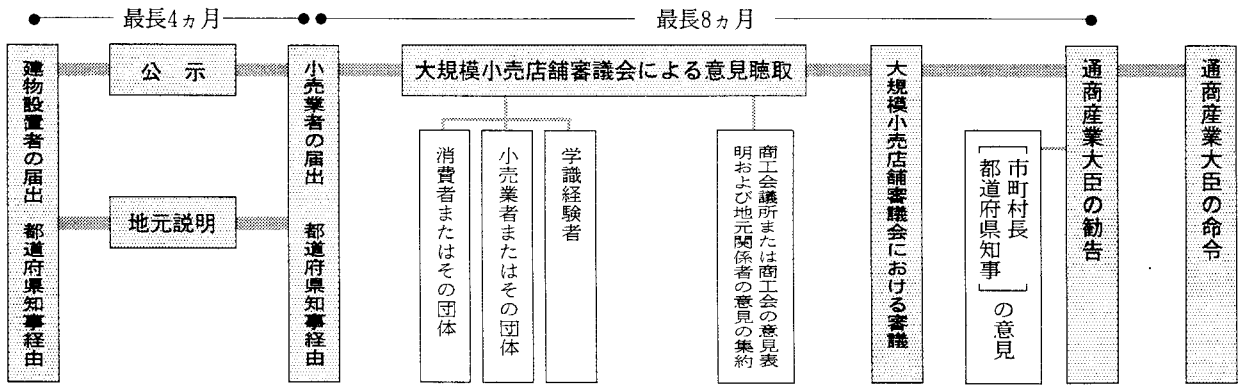
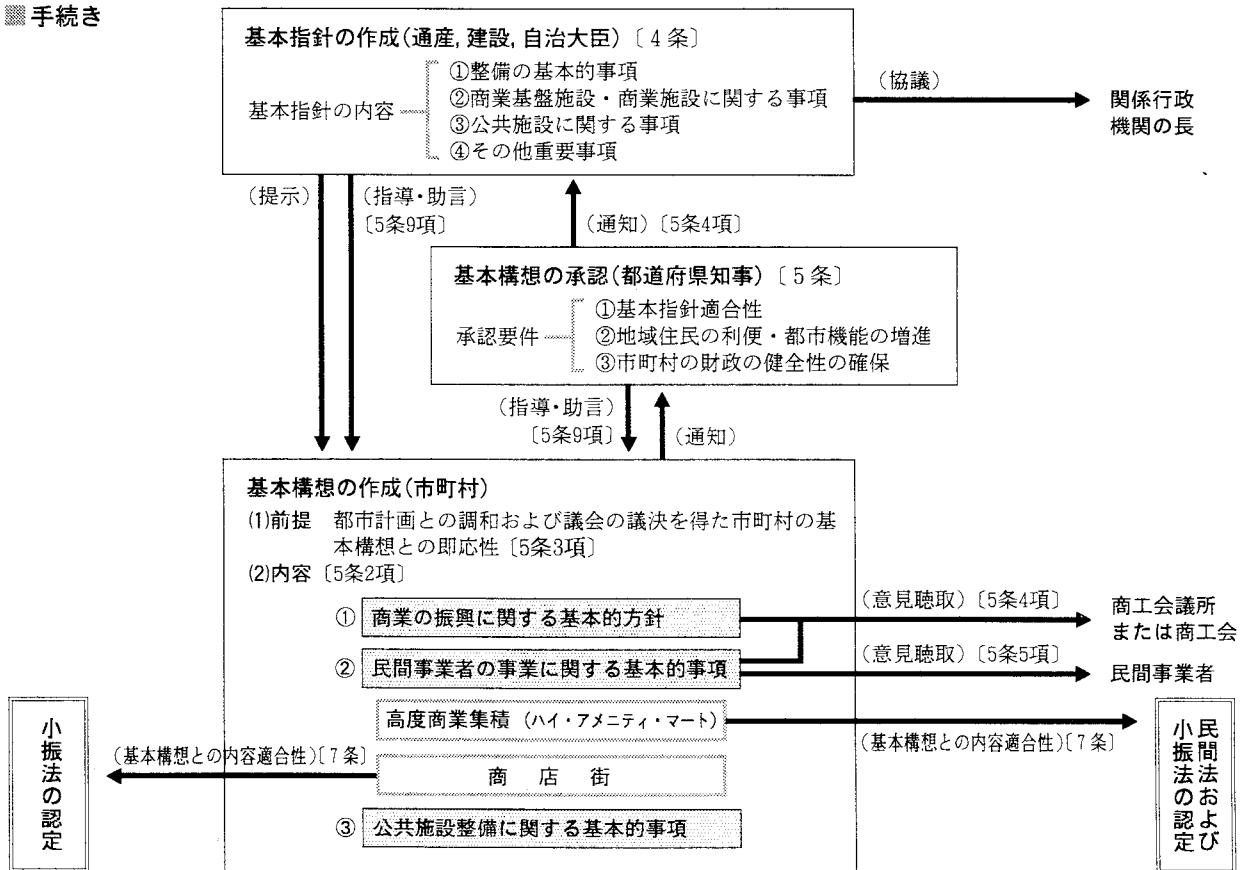


図8-2 大店法改正による出店調整手続のフロー

(目的〔1条〕：商業の振興および良好な都市環境の形成)  
 (施策における配慮〔2条〕：中小小売業の振興および地域の発展)

■ 手続き



■ 支援措置

- 対民間事業者
  - 産業基盤整備基金の特定商業集積促進業務〔9条〕
  - ①債務保証—特定商業集積信用資金の設置〔12条〕
  - ②イベント等支援（出資）
  - ③情報提供等
- 対民間事業者
  - 中小企業信用保険の特例〔8条〕
  - 街づくり会社に対する保険の特例（付保限度の引上げ等）
- 対公共セクター
  - 公共施設の整備〔17条〕
  - 国および地方公共団体
- 対地方公共団体
  - ①地方税の不均一課税に伴う措置〔15条〕
  - ②地方債についての配慮〔19条〕

図8-3 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法

表8-1 クーリング・オフ期間一覧

●法規制

取引内容	起算日	期間
訪問販売	法定の契約書交付または告知の日	8日
割賦販売	法定の契約書交付または告知の日	8日
宅地建物取引	告知の日	8日
投資顧問業	法定の契約書面交付の日	10日
マルチ商法	法定の契約書交付または告知の日	14日
現物まがい商法	法定の契約書面交付の日	14日
海外先物取引	契約締結の日	14日

●自主規制

取引内容	起算日	期間
冠婚葬祭互助会	契約書交付の日	8日
通信販売	商品受領の日	7日 8日 10日
新聞販売	契約締結の日	8日
生命保険	契約書交付の日	8日 10日

表8-2 トラブルの多い問題商法

(国民生活センター調べ)

通称	主な販売方法など
かたり商法	消防署や郵便局などの公的機関から来たように思わせ、消化器や表札などを買わせる。最近ではNTTを装って電話機を売る例も。
霊感(開運)商法	「祖先のたたりで不幸になる」「水子の供養が足りない」などと言って不安がらせ、高価な壺や数珠、印鑑などを買わせる。
SF(催眠)商法	新製品の説明会などと言って人を集め、最近では日用雑貨を無料で配ったりして、一種の興奮状態の中で高額な羽毛布団などを買わせる。
講習会商法	「指導無料の着付け講習会」などとうたい、教材として高価な着物などを勧める。雰囲気にもまれて買ってしまうことも。
ホームパーティー商法	「料理の試食会を開くので台所を貸してください」などのふれこみで顔見知りの主婦を集めさせ、高価ななべセット、下着などを売る。
危険です商法	「点検に来た」と訪れ、「モーターの故障でこのままだと火事に」とトイレファンを売ったりする。「シロアリがいる」というもの。
安全です商法	「アルミのなべは有害だ」と、よその製品が危険であるかのように言い、安全と称する自社の高いなべセットなどを売る。
アポイント商法	電話やハガキで「あなたが選ばれた」「景品が当たった」などと言って喫茶店や営業所に呼び出し、英会話教材などを買わせる。
キャッチセールス	駅や繁華街の路上で「意識調査のアンケートですが」などと目的を隠して声をかけ、喫茶店などに連れ込んで健康食品などを買わせる。
原野商法	「将来新幹線が通る」などと言って、二束三文の原野や山林を時価の数百倍もの値段で売る。一泊旅行に招待されて買われる例も。さらに、これらの土地を「測量する」「整地する」と再訪し、費用を請求する例も。
見本工事商法	ベランダなど外回りの工事を、「お宅は場所がよく宣伝になるから見本工事として特別安くする」などと言って契約させる。
士(さむらい)商法	経営や建築関係の〇〇士と呼ばれる資格について「近く国家資格になる」などと言って資格取得講座に誘う。職場への電話が多い。
ネガティブ・オプション	注文しない本などを送り、断らなければ買ったとみなすというのが従来の方法。最近では郵便局の代金引換を利用して、その場で代金を取る例も。
内職商法	「趣味と実益を兼ねて高収入」などと宣伝し、講習会費の名目でお金を出させたり、高額な機械を買わせる。簡単には収入にならない。
名義借り商法	顔見知りのセールスマンなどが「絶対に迷惑をかけない」と消費者の名前を借り、クレジット代金を1、2回払って行方不明になる。
会員権商法	「将来必ず値上がりする」と、オープンの予定もわからないゴルフ会員権や、利殖にならないリゾートクラブ会員権などを買わせる。
マルチ(まがい)商法	ネズミ講式にさまざまな商品进行。いわゆるマルチ商法には法規制があるが、規制をくぐる「まがい商法」の被害も少なくない。
現物まがい商法	金やゴルフ会員権などを売り、それを業者が預かって利殖になるように運用するというもの。豊田商事事件で規制法はできたが。
海外先物取引の誘引	「銀行預金より有利」「今なら必ずもうかる」などと言って海外の商品市場を舞台にした農産物などの先物取引に誘う。素人には危険。

### 3 消費生活関連資格制度

#### (1) 消費生活専門相談員

消費者行政で働く消費生活相談の専門家。国民生活センターが認定する。筆記・面接試験ののち実務実習。1991年度第1認定。

#### (2) 消費生活アドバイザー

(ASCA Advisory Specialist for Consumer's Affairs) 主として企業内消費生活相談担当者。行政、消費者団体等多方面でも活躍している。通産省が(財)日本産業協会に委託して筆記・面接試験を行う。実務研修がある。1980年以来年1回認定。

#### (3) 消費生活コンサルタント

行政、企業、消費者団体等の消費生活相談担当者。(財)日本消費者協会が行う養成講座を修了した者の称号。1962年第1回養成。

#### (4) ヒープ

(HEIB Home Economists In Business) 企業内消費者問題専門職。主として女性。日本ヒ

ープ協議会(1978年設立)メンバーの称号。アメリカの家政学会から発生した名称。

#### (5) エイキャップ

(ACAP Association of Consumer Affairs Professionals) 企業や団体の消費者関連業務担当者。(財)消費者関連専門家会議(1980年設立)メンバーの称号。アメリカや韓国に同様の資格がある。

#### (6) コンシューマー・オフィサー

(Consumer Officer) 企業内消費者問題担当者。(財)日本消費者協会が行う養成講座を修了した者の称号。1973年第1回修了者。

#### (7) 消費者啓発員(コンシューマー・エイド)

(Consumer Aid) 東京都消費者啓発員派遣制度により養成研修修了後の選考に合格した者。都内の学校、自治会、老人クラブなどで消費者啓発を担当する。

表8-3 物価に関連する主な政府規制

資料：経済企画庁「物価レポート'90」

項目	規制の方法	規制の目的
米 (食糧管理法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●需給調整……政府米、自主流通米を通ずる需給調整(米穀管理に関する基本計画、予約限度数量制)</li> <li>●管理価格制度……政府買入価格による政府米買入と政府売渡価格による売渡し</li> <li>●輸入制度(国家貿易)……政府が輸入することはできるが、基本的には国内産で自給する方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎安定供給の確保</li> <li>◎生産者、消費者に対する価格の安定</li> <li>◎生産者に対する生産費所得補償</li> <li>◎消費者家計の安定</li> </ul>
小麦 (食糧管理法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●最低価格保障制度……国内産麦については自由な民間流通を前提としつつ、最低生産価格による無制限政府買入</li> <li>●輸入制限(国家貿易)……国内需要量のうち供給不足量を政府が直接輸入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎安定供給の確保</li> <li>◎生産者、消費者に対する価格の安定</li> <li>◎消費者家計の安定</li> <li>◎生産者に対する最低価格保証</li> </ul>
牛肉 (畜産物の価格安定等に関する法律)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安定価格制度……畜産復興事業団による売買により市場価格を上限価格(安定上位価格)と下限価格(安定基準価格)の間に維持</li> <li>●輸入割当……主として畜産復興事業団による輸入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎国産牛肉価格の安定</li> <li>◎畜産の振興、国民の食生活の改善</li> <li>◎安定供給の確保</li> </ul>
砂糖 (砂糖の価格安定等に関する法律)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安定価格制度……蚕糸砂糖類価格安定事業団による売買により、輸入糖の価格を安定価格帯の中に維持し、かつ輸入糖の価格と国産糖の価格調整を実施</li> <li>●最低価格保証制度……政府による最低生産者価格の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎輸入糖、国産糖の砂糖価格の安定</li> <li>◎生産者の所得の確保</li> <li>◎安定供給の確保</li> </ul>
指定乳製品 (加工原料乳生産者補給金等暫定措置法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安定指標価格制度……畜産復興事業団による売買により価格を一定水準に安定させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎価格の安定</li> <li>◎酪農及びその関連事業の健全な発達の促進</li> <li>◎国民の食生活の改善</li> </ul>
電力 (電気事業法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●価格規制……料金の認可制(公聴会の開催が必要)</li> <li>●参入規制……許可制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎電気の利用者の利益保護</li> <li>◎電気事業者の健全な発達</li> <li>◎公共の安全と公害防止</li> <li>◎安定供給、独占利潤の排除</li> </ul>
都市ガス (ガス事業法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●価格規制……料金の認可制(公聴会の開催が必要)</li> <li>●参入規制……許可制</li> </ul>	同上
たばこ (たばこ事業法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●価格規制……小売定価の認可制(当分の間)</li> <li>●参入規制……製造たばこの製造独占小売販売業の許可制(当分の間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎事業の健全な発展</li> <li>◎小売販売業者への激変緩和</li> </ul>
鉄道 (鉄道事業法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●価格規制……運賃・料金の認可制(一定の条件の範囲内の割引運賃及び入場料金その他については届出)</li> <li>●参入規制……免許制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎安全で安定した良質な輸送サービスの供給</li> <li>●事業破綻、不採算を理由とする撤退等を防止し、安定した輸送サービスを確保</li> <li>●安全面での投資を確保し、コストダウンのしわ寄せが労働者に向かうことを防止</li> <li>●不当に高い運賃による国民の生活圧迫へ不当に安い運賃による事業経営の圧迫の防止</li> </ul>
バス (道路運送法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●価格規制……運賃・料金の認可制</li> <li>●参入規制……免許制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎事業の適正な運営</li> <li>◎道路輸送に関する秩序を確立</li> <li>●鉄道と同じ</li> </ul>
タクシー (道路運送法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●価格規制……運賃・料金の認可制</li> <li>●参入規制……免許制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎事業の適正な運営</li> <li>◎道路輸送に関する秩序を確立</li> <li>●鉄道と同じ</li> </ul>
航空 (航空法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●価格規制……認可制(基本運賃&lt;路線ごと&gt;、割引運賃等を認可)</li> <li>●参入規制……免許制(路線ごと)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎航空利用者の利益の保護</li> <li>◎航空事業の秩序確立</li> <li>◎安全で安定した良質な輸送サービスの提供(鉄道、バスと同じ)</li> </ul>
電気通信 (電気通信事業法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●価格規制……第一種 許可 特別第二種 届出 一般第二種 自由</li> <li>●参入規制……第一種 許可 特別第二種 登録 一般第二種 届出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎電気通信の健全な発展</li> <li>◎電気サービスの円滑な提供を確保</li> <li>●不採算等を理由として電気通信サービスが供給されない地域等が出現することを防止</li> <li>◎電気通信利用者の利益の保護</li> </ul>
酒類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●参入規制……製造及び販売の免許制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎酒税の保全</li> <li>◎致酔性飲料の管理への寄与</li> </ul>
流通 (大規模小売店舗法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①届出制(第一種、第二種大規模小売店)</li> <li>②周辺中小小売業者との個別調整&lt;調整項目&gt;</li> <li>●開店日、店舗面積、閉店時間、休業日数(なお、大店法以外に地方公共団体による独自規制あり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎消費者利益の保護に配慮</li> <li>◎周辺中小小売業の事業活動の機会を適正に確保</li> <li>◎小売業の正常な発展</li> </ul>

ここ1～2年「PL」という耳慣れない言葉を聞く機会が増えてきました。PRODUCT LIABILITYの略で、製造物責任のことです。製品によって何らかの被害を受けた消費者が、そのメーカーや流通業者の責任を追求しやすくするのがPL法です。立法化されれば、企業は、単に法務部門だけでなく、製造設計から製造、流通、販売に至るまで経営全体を揺さぶられかねないものです。

そのPL立法化へ向けて、日本でも活発に議論がされています。首相の諮問機関である国民生活審議会は'91年10月、導入の賛否両論を併記する中

間報告をまとめました。必ずしも導入を前提にした報告ではなく、立法化が先送りされたという見方もありますが、いずれPL法か、それに近い法律や制度を作らざるを得ない情勢です。米国では1960年代に確立され、EC諸国では加盟各国の法律を統一しようと動いています。さらにオーストラリア、韓国などでも立法化の作業が進んでいます。PL法制定は世界的なすいせいです。

表8-4にPLをめぐる主要な論点の比較表を示しています。

表8-4 製造物責任に関するEC指令とわが国の諸提案の対比表

	製造物の定義	無過失責任	欠陥の推定
EC指令 (1985)	第2条 本指令において、「製造物」とは、第一次農産物及び狩猟物を除く動産を意味し、当該動産が他の動産又は不動産に付合された場合をも含む。そして、「第一次農産物」とは、第一次加工を受けた製造物を除く農産物、畜産物及び海産物をいう。また、「製造物」には、電気をも含むものとする。	第1条 製造者は、製造物の欠陥に起因する損害に対し、責任を負うものとする。	第4条 損害、欠陥及び欠陥と損害との間の因果関係については、被害者が立証責任を負うものとする。
製造物責任法要綱草案 (1975、我妻栄ほか)	第2条(定義) この法律において「製造物」は、完成品たるか否かを問わず、自然産物たるか否かを問わず、流通過程におかれたすべての物をいう。 (注)自然産物であって、なんらの加工もせず販売される場合は、これを除外することも考えられる。	第3条(無過失責任) 製造者は、製造物の欠陥により生命、身体又は財産に損害を受けた自然人に対し、その損害を賠償する責任を負うものとする。	第5条(欠陥の存在の推定) 製造物を適正に使用したにもかかわらず、その使用により損害が生じた場合において、その損害が適正な使用により通常生じうべき性質のものでないときは、その製造物に欠陥があったものと推定する。
製造物責任法要綱 (1990、公明党)	第2条(製造物の範囲) 1 この法律において「製造物」とは、流通過程におかれたすべての物(電気を含む)をいうものとする。 2 自然産物であって何らの加工もせず販売されるものは「製造物」に含めないものとする。	第5条(製造者の無過失責任) 製造者は、その製造物の欠陥により、生命、身体又は財産に損害を受けた者に対し、その損害を賠償する責任を負うものとする。	第8条(欠陥の存在の推定) 1 製造物の通常の方法により使用したにもかかわらず損害が生じた場合、その製造物に欠陥があったものと推定するものとする。
私法学会における提案 (1990、好美清光ほか)	第3条(製造物) この提案において「製造物」とは、すべての動産をいうものとし、それが他の動産又は不動産に組み込まれた場合をも含むものとする。 (注)未加工の自然産物をも含める趣旨である。電気等の無形のエネルギーについては、態度を決定していない。	第2条(無過失責任) 製造者は、製造物の欠陥によって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。	第5条(欠陥の推定) 1 製造物を合理的に予期される方法で使用したことによって損害が生じた場合において、その損害がそのような使用によつては通常生ずべき性質のものでないときは、その製造物に欠陥があったものと推定すること。
製造物責任法草案要綱 (案) (1990、社会党・伊東秀子議員私案)	第2条(定義) この法律による用語の定義は次のとおりとする。 1 「製造物」 「製造物」とは、流通過程におかれたすべての物(電気など無形のエネルギーを含む)をいい、未完製品、部品、原料、成分などの構成物及び混合物を含む。ただし、なんらの加工もせず販売される土地を含まない。	第3条(無過失責任) 製造者は、製造物の欠陥により生命・身体又は財産につき損害を受けた者に対し、その損害を賠償する責任を負う。	第5条(欠陥の推定) 製造物を通常予期される方法で使用・保存・運搬・廃棄したにもかかわらず、損害が発生した場合において、その損害がそのような使用などによつては通常生ずべき性質のものでないときは欠陥があるものと推定する。
製造物責任法草案 (1991、東京弁護士会)	第2条(定義) 本法における用語の定義は次のとおりとする。 1 製造物とは、流通過程におかれたすべての物をいい、完成品たるか否かを問わず、部品、原料、成分等の構成物及び混合物を含む。但し何らの加工もせず販売される土地を含まない。	第3条(無過失責任) 製造者は製造物の欠陥により生命、身体又は財産につき損害を受けた者に対し、その経済的及び非経済的損害を賠償する責任を負う。	第5条(欠陥の存在の推定) 製造物を通常予期される方法によって使用したにもかかわらず、損害が生じた場合においても、その損害が通常予期される使用により通常生じ得べき性質のものでないときは、その製造物に欠陥があったものと推定する。
製造物責任法要綱 (1991、日弁連)	第2条(定義) この法律による用語の定義は次のとおりとする。 1 製造物とは、流通におかれたすべての物をいう。但し、なんらの加工もせず販売される不動産を含まない。	第3条(無過失責任) 製造者は、製造物の欠陥により生命、身体又は財産に損害をうけた者に対し、その財産的および非財産的損害を賠償する責任を負う。	第5条(欠陥および因果関係の存在の推定) 製造物が通常予期される方法により使用されたにもかかわらず、損害が生じた場合において、その損害が通常生じうべき性質でないときは、その製造物に欠陥があり、かつその損害はその欠陥によって生じたものと推定する。

表8-5 製造物責任をめぐる主要論点の分析（概要）

（経済企画庁資料より）

			EC指令	私法学会製造物責任研究会P.L.法要綱試案	公明党案	90年私法学会報告者グループ案	東京弁護士会試案	日本弁護士連合会P.L.法要綱
製造物	物(有体物)	不動産	一般の不動産	×	○	○	×	○
		不動産	未加工不動産	×	○	○	×	×
		動産	一般の動産	○	○	○	○	○
		動産	未加工農水産物	△	○	×	○	○
	エネルギー	電気	○	×	○	?	×	○
エネルギー	その他のエネルギー	×	×	×	?	×	○	
欠陥	定義		人が正当に期待することのできる安全性の欠如	不相当な(不合理な)危険を生じさせる瑕疵	通常有すべき安全性又は品質の欠如	人が正当に期待することのできる安全性の欠如	通常有すべき安全性又は品質の欠如	消費者が正当に期待しうべき安全性の欠如
	開発危険の抗弁		オプション	認めない	認めない	認めない	認めない	認めない
責任主体	製造者		○1)	○2)	○2)	○1)3)	○4)	○5)6)
	表示製造者		○	○	○	○	○	○
	関与製造者					○		
	輸入業者		○	○	○	○	○	○7)
	販売・賃貸・リース業者			○	○		○	○
	利用提供者				○			
	運送・倉庫業者・修理業者			○	○		○	○
	梱包業者、設置業者				○		○	○
供給者		○			○			
過失相殺			軽過失による過失相殺を認める	重過失による過失相殺のみを認める	重過失による過失相殺のみを認める	重過失による過失相殺のみを認める	重過失による過失相殺のみを認める	重過失による過失相殺のみを認める
推定規定	欠陥存在の推定要件		×	適正に使用	通常の方法により使用	合理的に予期される方法で使用	通常の方法により使用	通常の方法により使用
	欠陥存在時期の推定要件		免責立証規定	相当な使用期間	相当な使用期間	免責立証規定	相当な使用期間	相当な使用期間
	因果関係の推定要件		×	生じ得べき損害と同一損害	生じ得べき損害と同一損害	通常通じる損害	生じ得べき損害と同一損害	欠陥と損害発生との関連を前提とせず確定
期間制限	短期		原告が損害、欠陥及び製造者を知り、又は知ることができた日から3年	被害者又は法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年の時効(10年も提案)	被害者又は法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年の時効	被害者又は法定代理人が損害、欠陥及び賠償義務者を知った日から3年の時効	被害者又は法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年の時効	被害者又は法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年の時効
	長期		×	損害発生時から20年	損害発生時から20年	×	損害発生時から20年	損害発生時から20年
	求償権		×	賠償時から20年	賠償時から20年	賠償義務の履行かつ償還義務者を知った日から3年の時効	賠償時から20年	賠償時から20年
	責任期間		流通に置かれた日から10年	×	×	流通に置いた日から20年 蓄積損害は別	×	×
損害論	人損	財産的損害	○	○	○	○	○	○
		慰謝料	□	○	○	○	○	○
	物損	製造物自体	×	☆	○	×	○	○
		製造物以外の物損	個人用	○	○	○	○	○
			営業用	×	☆	○	×	○
純粋財産損害(過失利益)		×	☆	○	△	○	○	
履行確保措置	損害賠償措置	主体及び対象	×	政令で定める製造物の製造者のうち政令で定める者	政令で定める製造物の製造者のうち政令で定める者	×	政令で定める製造者のうち政令で定める者	政令で定める製造者のうち政令で定める者
		対象損害	×	人損のみ	人損及び物損	×	人損及び物損	人損及び物損
	方法		×	保険契約、保障契約、供託	保険契約、保障契約、供託	×	保険契約、保障契約、供託	保険契約、保障契約、供託
	国による保障事業		×	○	○	×	○	○

(備考) 1. 製造物の欄中、「製造物」に含まれるもの○、含まれないものは×、不明なものは?、オプション△  
 2. 責任主体の欄中、1)完成品、原材料、構成部品の製造者。2)製造物の生産を業とする者。3)自然物産の収穫、採取若しくは捕獲者を含む。4)製造物の製造者。5)業として製造物を製造又は加工する者。6)自然産物の採取、捕獲をする者を含む。7)製造物の輸入者。  
 3. 損害論の欄中、□:加盟国の判断に委ねている。△:私的生活上の純粋財産損害のみを対象とする。☆:自然人に生じた損害のみを対象とする。  
 (注)上表は、平成2年中に公表された立法提案を中心に検討したものである。